

# 座間市

## 公園・広場等アダプト制度

みんなで



まもろう



そだてよう

### アダプト制度とは・・・

公園・広場・緑地などの清掃・美化活動を市民の皆さまが自発的に行い、市が道具の貸出などを行うことによって活動を支援する制度です。

市民と市がお互いの役割を分担し、合意に基づき、清掃や花植えなど活動を進めます。

大切な緑を守る活動に、あなたも参加してみませんか？

# アダプト制度の仕組み

## 市民活動団体

花植え  
ごみの収集  
施設の損傷等の連絡  
草むしり  
など

申 込

協 議

合 意

## 座間市

清掃用具の支給・貸出  
ごみの処理  
腕章の貸与  
看板の設置  
など



きれいな公園・広場・緑地  
(市民と市の協働による維持管理)



## ○申込できる方

市内にお住まいの方、市内の企業で働いている方、市内の学校で学んでいる方で構成される2人以上のグループで、1年以上続けて活動できることが必要です。個人の方は対象とまらないのでご注意ください。

## ○申込方法

申込には申込書のほかに、参加者名簿、活動計画書などが必要になります。詳しくは座間市役所公園緑政課（下記お問い合わせ先）までご連絡下さい。



### アダプトって？

アダプトとは「養子縁組する」という意味で、市民(里親)が、公園や道路のような公共施設を我が子のように愛情を持って世話をすることから名づけられました。

### お問い合わせ

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市 都市部 公園緑政課

電話 046-252-7221 FAX 046-255-3550 E-MAIL : [kouen@city.zama.kanagawa.jp](mailto:kouen@city.zama.kanagawa.jp)